



私たちの生活と密接に関わる国政を託す人を選ぶ大切な選挙です。
 明るい未来が築かれる政治を実現するため、一人ひとりがよく考えて投票しましょう。

4月28日(日)は投票日です!

参議院山口県選挙区 選出議員補欠選挙

〒選挙管理委員会事務局 (☎ 82-1183)

投票に行こう!



【投票時間】 7:00 ~ 20:00 27 投票所
 ※松ヶ瀬, 森広, 湯の峠, 福田の 4 投票所は, 18 時までです。

【開 票】 21:30 ~ 市民館体育ホール

■期日前投票実施日程

投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定があつて投票に行けない人は、次のどの場所でも期日前投票ができます。投票所入場券が届いている人は、持参してください。

ところ	期 間
市役所	4月12日(金) ~ 27日(土) 8:30 ~ 20:00
保健センター	4月21日(日) ~ 27日(土) 8:30 ~ 20:00
埴生支所	4月22日(月) ~ 26日(金) 8:30 ~ 17:00

選挙公報

4月17日(水)ごろの朝日、毎日、読売、日本経済の各新聞の朝刊に折り込む予定です。新聞未購読の世帯についても、お届けできるように手配します。また、市役所、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所、各公民館にも備え付けます。

投票所入場券はお忘れなく!

4月9日(水)ごろから封書で同一世帯分の投票所入場券を郵送します。**入場券は1人1枚です。**封書を開封し、中に入っている**入場券の本人部分を切り離して投票所に持参してください。**この入場券は、選挙の日時と投票場所の周知および選挙人であることの確認をスムーズに行うために、事前に交付するものです。入場券をなくしたり、忘れてしまった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますが、本人確認や再発行の手続きのため、お待ちいただくことになります。
 ※入場券が届かないときは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

投票することができる人

次の①~③の要件をすべて満たす人は投票ができます。ただし、投票当日に選挙権がない人は投票できません。

- ①平成 25 年 4 月 10 日(登録基準日)現在、山陽小野田市に住所を有する人
- ②平成 5 年 4 月 29 日以前に生まれた日本国籍を有する人
- ③平成 25 年 4 月 10 日(登録基準日)現在で、引き続き3か月以上山陽小野田市の住民基本台帳に登録されている人(他の市区町村から転入した人は、1月10日までに転入の届出を済ませている人)

点字投票

投票所に点字器を備え付けています。係員にお申し出ください。

代理投票

けが等により字を書くことが困難な人は、係員が代わりに投票用紙に記入します。投票の内容について、秘密は厳守します。

不在者投票

●病院や老人ホームなどの施設に入院・入所中の入

施設管理者に依頼して、その施設で投票することができます。ただし、指定された施設に限ります。

●他の市区町村での不在者投票

出張などで投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、選挙管理委員会へ投票用紙等を請求すると、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

※詳しくは、お問い合わせください。

◎ 4月7日(日)は山陽小野田市長選挙および住民投票の投票日です。